

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

### ○土屋委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

十五分という限られた時間になっております。簡潔なお答えに御協力いただけると助かります。

きょう、朝の東京新聞一面に載ったスマートメーターの火災の件についてまず聞かせていただければと思います。

皆さんの方にも配付資料を配らせていただきました。電力の使用状況を計測するスマートメーターの火災が相次いでいる問題で、総務省消防庁がことし四月、製品の事故の情報を広く消費者に知らせる消費者庁のネット上のサイトに情報を上げないよう、東京消防庁に指示していたことがわかった、この結果、少なくとも六件の火災がサイトに掲載されなかったということになっております。消費者安全法に基づいて、消費者庁などが運営している事故情報データベースシステムというのがあります。ここに、このスマートメーター火災

のうち、二〇一七年一月から七月に発生した十件は掲載をされた。しかし、市民団体との意見交換をしたときに、総務省の消防庁が掲載を誤りだというふう指摘をして、その後調査が終わった六件、火災の六件はこれに報告をされなかったというふうなことになっております。

記事によりますと、総務省消防庁によると、現行のサイトの運用が始まる二〇一〇年、消費者庁と報告対象の製品を協議し、メーター類を除外した、当時は普及していなかったスマートメーターも同様に扱ったというふう言われているわけです。予防課の課長補佐さんのコメントとしては、とにかく今後もデータベースには載らないという御発言をされております。

これが、消費者庁の方はというと、この新聞記事でいきますと、もう一面、違うところに特集がなっております。当然、消費者安全法ということに基づいたら報告が必要で、それが法律の規定だということ消費者庁消費者安全課は答えているということ、これは食い違いを見せているということになります。

まず、総務省、消費者庁、両方に聞かせていただきたいと思うんですが、この報道の発言、そして報道内容について正しいかどうか、まずお答えいただければと思います。

### ○菅原政府参考人 お答えいたします。

平成二十一年の通知で、個人が購入し所有する電気機器の火災が発生した場合、消防本部から報告を求める一方で、個人が購入し所有する商品等ではない電気メーターなどの設備の火災について

は報告を要しないというふうにしていただるところでございます。

スマートメーターにつきましても、個人が購入し所有するものではないことから、先ほど申し上げました電気メーターに含まれるものと整理いたしました。報告対象には当たらないとしたところではございます。

しかしながら、スマートメーターの火災が複数発生していることを踏まえまして、今後、消費者庁とも十分相談させていただきまして、スマートメーターを含めて報告対象とすることについて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

### ○尾辻委員 では、済みません、じゃ、先、消費者庁から返事をいただいて質問します。

○高田政府参考人 お答えいたします。消費者安全法では、消費者による製品やサービスの利用によって重大事故等、すなわち重大な生命身体被害が発生した事故や発生させるおそれのある事案については、関係行政機関等から消費者庁への報告が義務づけられているところでございます。

消費者による製品の利用によって火災が生じた場合は重大事故等に該当することとされており、お尋ねのスマートメーターの火災のような事案についても、重大事故等として消費者庁への報告をいただく必要があると認識しているところでございます。

○尾辻委員 では、総務省の方からも検討するということですので、消費者庁としても、ぜひ、総務省に要請をしまして、報告を必ずしてもらえ

ように要請していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高田政府参考人 お答えいたします。

消費者による製品の利用によって火災が生じた場合は重大事故等に該当することとされておりましたが、お尋ねのスマートメーターの火災のような事案についても、重大事故等として消費者庁への報告をいただく必要があると認識しております。

総務省消防庁にその旨を伝え、同法に基づく報告を求めていきたいと考えております。

○尾辻委員 本日に火災が起きていますので、このことが消費者に知られないというのは非常に重要な欠陥になりますので、早急に対応いただきますように、総務省さん、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、質問通告させていただいている消費者契約法についてお伺いをしたいと思います。

消費者契約法は、この前の通常国会、六月八日参議院で可決して成立をし、六月十五日に公布されました。来年の六月十五日から施行ということになっております。

約半年たったわけですけれども、きょうは、附帯決議の進捗状況がどうなっているのかということについて、特に年限が迫っているものについてお聞きをさせていただきたいと思っております。

まず、衆議院の方で附帯決議をつけさせていただいた中で私気が気になっているものですが、それは附帯決議の三であります。つけ込み型不当勧誘取消権の創設、この部分、附帯決議ではこのようになりました。「消費者が合理的な判断をす

ることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における取消権の創設について、要件の明確化等の課題を踏まえつつ検討を行い、本法成立後二年以内に必要な措置を講ずること。」ということになっております。

実は、これは、民法の一部を改正する法律案の参議院の法務委員会の附帯でも同じように、「二年以内に必要な措置を講ずること。」ということに要請をされております。

二年ですから、今もう半年たちました。あと一年半ということでもあります。現在の進捗状況を教えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。

御指摘の附帯決議に関して、いわゆるつけ込み型と言われる不当勧誘の取消権については、合理的な判断をすることができない事情を不当に利用された消費者の被害救済に資する一方で、附帯決議にあるように、要件の明確化等が課題であると認識しているところでございます。

そこで、高齢者や若年者等の消費者被害事例を収集、分析し、その類型化を試みるとともに、有識者に対するヒアリング等を行うことで、着実に検討を進めております。

引き続き調査、分析を進めるとともに、これらにより得られた蓄積を踏まえ、今後、有識者との意見交換の場を設けて検討したいと考えております。

○尾辻委員 もう少し具体的に言うと、今どれぐらい収集、事例ができていますのか、また、有識者

のヒアリングというのは何人ぐらいできていますのか、教えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。

手元に人数等、ちよつとございませんけれども、ヒアリングといたしましては、消費者被害の救済に携わっている弁護士や消費生活相談員、民法等の学識経験者等からヒアリングを行い、被害の実態把握や意見交換を行っているところでございます。

○尾辻委員 二年以内ということですから、次の動きは、一体いつぐらいに議論が実際始まっているのでしょうか。今後の見通しの時間的なことも教えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。

これまでの調査、分析により得られた蓄積を踏まえ、今後、来年の早いうちに有識者との意見交換の場を設けることを考えております。

二年以内に必要な措置を講ずることができるよう、取組を進めてまいります。

○尾辻委員 それで、同じく附帯の方、二の方では、平均的な損害の額の推定規定についても、これは「二年以内に必要な措置を講ずること。」というふうになっております。

こちらの進捗状況も教えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。

御指摘の附帯決議に関して、平均的な損害の額の推定規定につきましては、平均的な損害の額が争点となった裁判例の分析、関係省庁へのヒアリング等を通じた業界標準約款等の条項の分析、有識者に対するヒアリングを行うなど、着実に検討

を進めているところでございます。

引き続き調査、分析を進めるとともに、これらにより得られた蓄積を踏まえ、今後、有識者との意見交換の場を設けたいと考えております。

○尾辻委員 同じ質問で恐縮ですが、時間的な時間軸、どうでしょう、二年以内に法改正というのはできそうかどうか、その辺の見込みを教えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。

これまでの調査、分析により得られた蓄積を踏まえ、今後、来年の早いうちに有識者との意見交換の場を設けることを考えております。二年以内に必要な措置を講じることができるよう、取組を進めてまいります。

○尾辻委員 具体的に話が全然出てこないの、本当にこれ、できているのかなとちょっと不安になる部分があります。

さらに、附帯の四の方もちょっとお聞きしたいと思うんですけども、今回、衆議院の附帯の四は考慮要素の検討と約款等契約条件の事前開示ということ、この二つも検討を行うということになっております。

そして、約款等の条件開示は、消費者委員会の答申書においては「喫緊の課題」というふうな付言をされて、今回できなかった部分なんです。そして、考慮要素の検討でいきますと、実は、先ほど御紹介をした参議院の法務委員会の附帯では、これは「二年以内」というふうな、こっちは年限が切られて考慮要素のことはちゃんとすることというふうになっております。

この二つのことについても、進捗状況はどうなっているか教えてください。

○高田政府参考人 お答えいたします。

まず、考慮要素の方からお答えいたします。

事業者の情報提供については、条文中、消費者の理解を深めることが目的とされているところがございます。情報を提供する際の考慮要素としては、消費者の理解と関連性が高い知識及び経験を明記しているところでございます。附帯決議におきましては、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とするよう検討を求められているところでございます。こうした要素が考慮要素とされた場合に、事業者の活動にどのような影響が生じるかを把握することを検討しております。

消費者に対する情報提供は事業者の努力義務であります。事業者の行為規範となるものがございます。そのため、まずは事業活動に対する影響を把握することが重要と考えております。

引き続きまして、約款の事前開示の方でございます。

御指摘の附帯決議では、約款等の契約条件の事前開示のあり方について、消費者委員会の答申書の付言を踏まえ検討することとされており、消費者委員会の報告書では、消費者に対する契約条項の開示の実態を更に把握することなどを経たす上で、必要に応じて検討することとされております。そのため、消費者に対する契約条項の開示の実態について事業者に対する調査を行うことを準備しております。

○尾辻委員 今答えていただきました考慮要素の

検討は、参議院の法務委員会では二年ということを一応言っているわけです。二年以内ということと認識されているかどうか、お答えいただければと思います。

○高田政府参考人 お答えいたします。

法務委員会、本年三十年六月でございますが、「成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備として、早急に以下の事項につき検討を行い、本法成立後二年以内に必要な措置を講ずること。」といたしまして、その二番目でございますが、「消費者契約法第三条第一項第二号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とすること。」であるとされていると理解しております。

○尾辻委員 読んでいただいただけだったような気がするんですが、二年以内というふうな要請しておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、大臣にお聞きしたいと思います。

消費者契約法、前回のときにはかなりいろいろな課題が積み残されたままになっております。二年という年限の中でしっかりと前に進めていただきたいということ、大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○宮腰国務大臣 消費者契約法は、消費者と事業者間の間の契約であれば、労働契約以外のあらゆる契約が対象となるという意味で生活に密着した重要な法律であると認識をいたしております。

政府としては、まずは、さきの通常国会で改正いたしました消費者契約法、これも大きな改正が含まれておりまして、取消しの対象となる不当な勧誘行為や無効となる不当な契約条項に新たな類型を幾つも追加をしたわけでありますので、その改正内容について、来年六月の施行に向けた消費者団体等への皆様への周知を図っていくこと、並行して、附帯決議で御指摘いただいた件につきましても真摯に検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

これに加えてまして、高齢化の進展を始めとしたさまざまな社会情勢に応じて、法律のあり方について不断の検討を行うことも重要であります。改正法の施行状況等も踏まえつつ、しっかりと適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○尾辻委員　しっかり取り組んでいたいただくことをお願い申し上げて、私の質問とさせていただきます。  
ありがとうございました。